

議案第 6 8 号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までにした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日の以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

南あわじ市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第10条 略</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合</u>においては、その者を10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者を10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条以下 略</p>	

